

すみだ
あんしんサービス

「ずっとすみだ」の老いじたく



社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会

「ずっとすみだ」の老いじたく

不安をことばに することから 始めましょう

「ずっと住み慣れたこのまちで暮らしていきたい」
「でも、将来のことを考えると不安になることも」
一人暮らしのあなたの「老いじたく」、何から始めますか？

未来のあんしんのために、不安や心配ごとをことばにすることから始めましょう。



一番の不安は 何と言っても病気ね

入院したら、身の回りのことをお願いできる人がいない。保証人や身元引受人がいないと入院もできないって聞いたことがあるけど、大丈夫かしら？



いつまでも 元気とは限らない

日常生活をお世話してくれる人がいない。体が思うように動かせなくなったら、日々の支払いや暮らしも不安ね。





終末期になったら…

最期は住み慣れた自宅で迎えたいの。延命治療はしなくていいわ。最後まで自分の望みどおりできるかしら？



判断能力が衰えたときのことも考えなくちゃ

どんな医療、どんな介護がいいか、そのときに自分で伝えられるかしら。判断能力が衰えても自分らしい人生にするために、信頼できる人に頼んでおきたいわ。



葬儀は？ お墓は？

葬儀はどうしよう、お墓は？ 死後の事まで頼める人もいない。ペットの世話や家財の整理はどうすればいいでしょう？



遺産相続も心配

額は多くないけど遺産をどうするかは考えておきたい… 遺言を残しておきたいけど、どうやって書くのかしら？



「ずっとすみだ」の老いじたく

3つのサポートで、 未来のあんしん

お元気なうちに契約して、将来の不安に備えるのが「すみだあんしんサービス」です。①見守りサポート、②任意後見サポート、③エンディングサポートの3本柱で、あなたの未来をサポートします。

すみだあんしんサービス

お元気な現在

見守りサポート

お元気を確認する基本サービスと、必要に応じて個別サービスや書類等預かりサービスが利用できます。

- 基本サービス
- 個別サービス
- 書類等預かりサービス

お元気を確認します

- 定期的な訪問と電話で、お元気かどうかを確認します。
- 病気などで、体を思うように動かせなくなった場合の財産管理や生活を支えます。万一、急に入院や施設入所などが必要になった場合には、手続きをサポートします。

任意後見サポート

将来、判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ支援者（任意後見人）を決めておきます。

すみだあんしんサービスでは、墨田区社会福祉協議会が任意後見人になり、財産管理や介護サービスなど、身の回りのことについてサポートします。

- 任意後見サービス

定期訪問は、権利擁護センターの職員や支援員がお伺いいたします。訪問の際は、気になることや、体調のことなど、何でもお気軽にご相談ください。



エンディングサポート

終末期に自分の要望を伝える医療に対する宣言書の作成、葬儀や家財整理の仕方をあらかじめ決めておく死後事務委任契約、相続に関することを決める遺言書の作成を行います。

- 医療に対する宣言書作成サービス
- 死後事務委任サービス
- 公正証書遺言作成サービス
- 遺言執行サービス (オプション)

すみだあんしんサービスが あんしんな理由

頼れるから あんしん

入院や施設入所の際には身元引受人として、判断能力が低下した際には任意後見人として、当法人があなたの暮らしを支えます。

実績があるから あんしん

当法人には、長年にわたる地域福祉と成年後見の実績があります。いざというときにきめ細かい対応ができます。

地元だから あんしん

当法人には、医療や介護、法律など、地域の専門家とも幅広いネットワークがあります。顔の見える関係であなたをバックアップします。

判断能力の低下

終末期

ご逝去

死後

介護サービスや医療などについても、当法人が任意後見人となり、あなたの財産を守ります。
(必ず、家庭裁判所が選任する監督人のチェックを受けます)



任意後見スタート

判断能力が低下したら家庭裁判所に申し立てを行い、任意後見がスタートします。

- 任意後見契約で定めておいた財産管理や身上保護に関する法律行為を、本人に代わって行います。
- 定期的に訪問して、お元気かどうかを確認します。

医療に対する 宣言書

延命処置を望むかどうか、あなたの意思を医療関係者や家族に書面で伝えます。

亡くなった後のことまで、イメージするのは難しいですね。権利擁護センターの職員が丁寧に希望をお聞きし、納得いただくまで説明しますのでご安心ください。



死後の整理を行います

- 葬儀や埋葬方法、家財の片付けなど、死後事務を行います。
- 遺言書に記載された内容に沿って財産が相続されます。当法人が「遺言執行」を行うこともできます。

すみだ あんしん サービス

サービス案内

- 利用できる人
 - ・墨田区民または区内在住者（条件あり）
 - ・65歳以上の方
 - ・一人暮らしの方、
日常的な支援ができる親族がいない方
 - ・契約を理解し、判断ができる能力のある方
 - ・契約に必要な資力のある方、
継続的な支払いが可能な方
 - ・生活保護を受けていない方

1

見守り
サポート

あなたのお元気を 確認します

基本サービス

定期的に自宅を訪問し、お元気かどうか確認します。原則3か月に1回訪問。訪問月以外の月は電話連絡により、安否確認をいたします。

入院や施設入所が必要になった場合、当法人が身元引受人としてサポートします。



個別サービス オプション

日常生活に必要な、契約や申請、お金の出し入れなどが難しくなった場合には、ご希望に応じて右のような個別サービスを提供します。

個別サービスの内容

- (1) 福祉サービス利用援助
- (2) その他契約手続き
- (3) 金融機関取引
- (4) 生活費のお届け、支払い代行
- (5) 入退院支援
- (6) 同行支援
- (7) 基本サービスの拡張

書類等預かりサービス オプション

日頃使わない通帳や年金証書、権利証、実印などをお預かりして、保管します。

お預かりできるもの

- ・預貯金の通帳
- ・証書類（年金証書等）
- ・不動産の権利証
- ・実印や銀行印 など

2

任意後見
サポート

あなたの財産や 生活を守ります

任意後見サービス

お元気なうちに将来の判断能力の低下に備え、あなたに代わって財産や生活を守る任意後見人を決めておくサービスです。墨田区社会福祉協議会を受任者として、公証役場で任意後見契約を結びます。

任意後見サービスで できること

財産管理



不動産の管理
収入・支出の管理
金融機関との取引

身上保護



本人宅への定期訪問



マンションや
老人ホームの契約
介護サービスの
契約



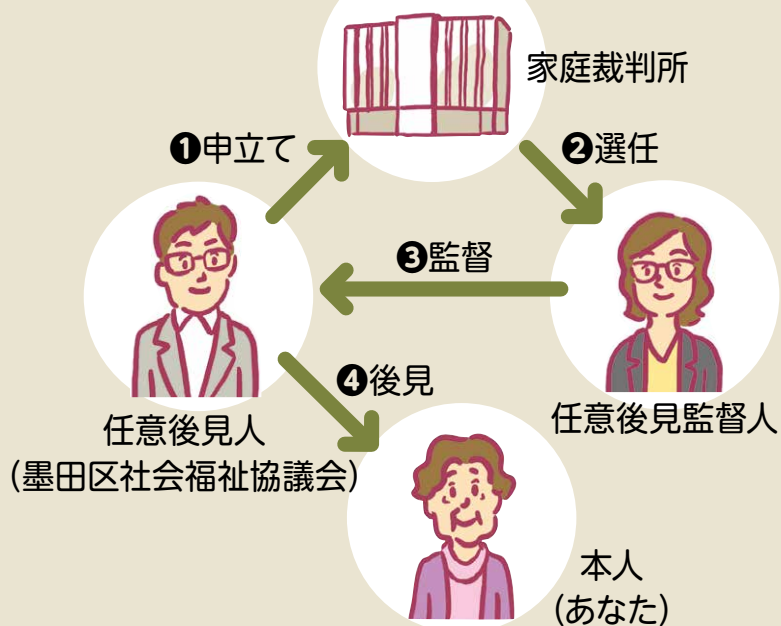
受診、治療、入院
についての契約

任意後見のスタート

本人の判断能力が低下した際には、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。監督人が選任されると、任意後見がスタートします。

契約で定めておいた財産管理や身上保護に関する法律行為を、当法人があなたに代わって行います。

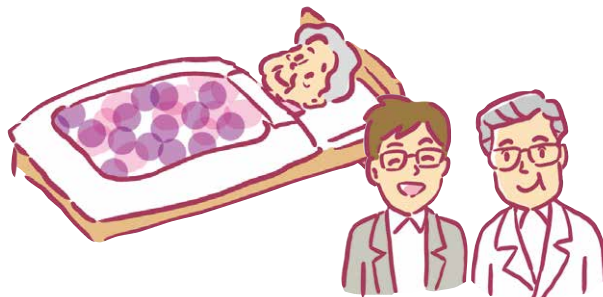
あなたの判断能力が不十分になったとき



最期のこと 死後のこと

医療に対する宣言書作成サービス

治療の見込みのない傷病で、死が迫っているときに、延命治療をせず人間としての尊厳を保ちながら死を迎えたいと思う方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そのような意思表示をするための宣言書です。当法人が医療関係者や家族に伝えます。



死後事務委任サービス

葬儀や埋葬方法、家財の片付けなど、死後事務を第三者に委任しておくことができるのが「死後事務委任契約」です。

死後事務委任で 決められること

葬儀、納骨、
火葬及び
永代供養
に関する事務

医療費、
老人ホーム等の
施設利用料などの
精算事務

家財道具、
生活用品等
の処分に
関する事務

行政官庁
などへの
届出事務

公正証書遺言作成サービス

遺言書は、亡くなったあとの財産を、どのようにしてほしいかを残す、最後の意思表示といえます。「すみだあんしんサービス」では、より確実さを重視する公正証書遺言の作成をサポートします。

公正証書遺言で決められること

- ① 相続に関すること（だれにどのように分割するかなど）
- ② 身分に関すること（認知や推定相続人の廃除など）

自筆証書遺言よりも優れている点

- 形式の不備により無効になることがなく確実。
- 公正証書の原本は公証役場に保存されるので紛失や偽造などの心配がありません。
- 家庭裁判所の検認が不要なので亡くなった後の遺産相続が速やかに行えます。

遺言執行サービス

オプション

当法人が、遺言書の内容を実現するために必要な手続きを行います。戸籍等の証明書を集めたり、相続財産を調査するなど、煩雑な手続きを責任をもって行います。

利用料・預かり金一覧

基本契約
オプション（ご希望により）

契約支援料 …… 30,000円（契約時1回限り）

公正証書作成サポート手数料（任意後見サービス、死後事務委任サービス、公正証書遺言作成サービス）、ライフプラン作成手数料を含みます。
※公証役場に支払う手数料は別途かかります。

1 見守りサポート

基本サービス …… 月額 1,000円

個別サービス …… 1時間 2,500円
（30分延長ごとに500円加算）

書類等預かりサービス …… 月額 1,000円

預かり金 …… 50万円（入院費3か月分相当）
（施設入所で現金払いの場合、月額利用料の3か月分を加算）

2 任意後見サポート

任意後見サービス …… 料金（任意後見報酬）は収入や資産により異なります。

	(1) 任意被後見人の月額収入	(2) 任意被後見人の資産総額	月額料金
1段階	10万円未満	1,000万円未満	5,000円
2段階	10万円以上15万円未満	1,000万円以上3,000万円未満	10,000円
3段階	15万円以上20万円未満	3,000万円以上5,000万円未満	15,000円
4段階	20万円以上25万円未満	5,000万円以上7,000万円未満	20,000円
5段階	25万円以上30万円未満	7,000万円以上9,000万円未満	25,000円
6段階	30万円以上	9,000万円以上	30,000円

※(1)と(2)が同一段階でない場合は、上位段階に属する月額料金とします。
※支援の翌月に料金をいただきます。
※任意後見監督人に支払う報酬は別途かかります。

3 エンディングサポート

医療に対する宣言書作成サービス …… 上記契約支援料に含まれます。

死後事務委任サービス ……

内容	死後事務委任料金
ア 死亡時から火葬まで	10万円
イ 葬儀埋葬	5万円
ウ 家財撤去、賃貸明け渡し	3万円
エ その他	1時間3,000円×従事人数

※30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とします。

預かり金 …… 100万円（葬儀埋葬、家財撤去、各種支払い費用等）

遺言執行サービス ……

相続財産額	遺言執行料金
1,000万円未満	相続財産額×2%+消費税
1,000万円以上	相続財産額×1%+10万円+消費税

メッセージ

おすすめする理由

老いじたくのニーズに答える タイムリーなサービスです

公証人の重要な仕事の1つに公正証書の作成と、その前提としての相談があります。

任意後見契約や財産管理契約などの契約は、自分のことをいろいろ頼む人と、それを引き受ける人の両方がそろわなければ結べません。また、遺言書も、ご本人が亡くなった後で、その遺言書の内容どおりに財産の名義を変えたり、預貯金をおろして分配したりという手続を行ってくれる人がいなければ、スムーズに遺言書の内容を実現することができません。

公証役場に相談に来られる方には、そうしたことを頼める人の当てがないという方が結構おられます。「すみだあんしんサービス」は、そうした方のニーズに応えるタイムリーな事業であると思います。

元気なうちから終末期のことを 考えるきっかけに

どのようなエンディングを迎えたいかは、とても大切なことだと思います。しかし医療や介護の現場では、目の前の困りごとが優先されてしまい、話し合う機会をもちづらいのが実情です。元気なうちはイメージがしにくく、状態が悪くなると話題にしにくいと感じています。本人も避けたいくなるし、支援者は本人や家族の不安や怖れに配慮して、話題にすることをためらいがちになってしまいます。

「すみだあんしんサービス」は、元気なうちからしっかりと考えるきっかけになると期待しています。本人の尊厳を守ることを一番大切にしたいですから。

ぶんか高齢者支援総合センター
相談員・社会福祉士

國長法子さん

錦糸町公証役場公証人
武田典文さん



地元の地元による 地元のためのサービス

地域で活動している身近な「すみだ福祉サービス権利擁護センター」が提供するサービスという安心感は大きいのではないのでしょうか。まさに「地元の地元による地元のための」サービスであることが、最大の魅力だと思います。

定期的な訪問は、心身の変化にいち早く気づくことで必要なサービスにつなげられるメリットがあります。「任意後見サポート」も「エンディングサポート」も、今から将来、そして死後までの漠然とした心配が安心に変わります。

私たちも、法律の専門家としてサポートいたします。

司法書士
(公社) 成年後見センター・
リーガルサポート会員

海保祐子さん



Q&A

よくある質問

Q1 今、すべてを決めないと契約はできないのですか？

A 一括契約することで、どのような場合にも対応することができ、安心してご利用いただくことができます。

また、見守りサポート利用中は、途中で契約の変更をすることができます。少なくとも年に1回、話し合いのうえ支援計画の確認・見直しを行います。

Q2 契約を途中でやめることはできますか？

A 見守りサポートの利用中は、いつでも途中で契約の変更や解約をすることができます。解約の際は、速やかに預かり金や預かった書類等を返還します。

遠方に引っ越したり、利用料の支払いが難しくなったときは、やむを得ず解約となる場合があります。その際は、できる限り他の適切な制度につなげるよう配慮します。

Q3 夜中に救急搬送されたときなど、対応してもらえますか？

A 夜間や休日の緊急時は、電話対応をいたします。急な入院に備えて、見守りサポート利用中に必要物品の準備をお手伝いします。

Q4 大切にしているペットは私の死後、どうなるか不安

A ペットの世話をどのようにするかを、死後事務委任契約に盛り込むことができます。ペットの引き取り先などについて、どのような方法がよいか納得いくまで、いっしょに考えましょう。

Q5 遺産を残したい人がいません。財産はどこへ行くのでしょうか？

A 遺言がない場合、法定相続人で分割することになります。法定相続人がまったくいなければ、遺産は国庫に帰属します。

近年注目されているのは、遺贈寄付です。人生最後の社会貢献として、社会に有益な活動をしている個人や団体に財産を贈ることもできます。

申し込みの流れ

「ずっとすみだ」の 老いじたくを始めましょう

残りの人生や、死後の葬儀埋葬、遺言など、とても重大なことを決める契約です。納得がいくまで、じっくり時間をかけて、老いじたくのデザインに取り組みましょう。



墨田区社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき地域福祉を推進する民間の非営利団体です。地域に暮らす皆さんとともに福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、皆で支えあい、学びあい、誰もが安心して暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」の実現をめざして、さまざまな活動を行っています。

相談

利用の申し込み

審査

ライフプランづくり

契約

振り込み

サービス開始

まずはお気軽にご連絡ください。サービス内容や料金についてご説明いたします。ご自宅への訪問もいたします。

お渡しする申込書に記入後、提出してください。
申し込みにあたって審査が必要ですので、現在の生活状況やご要望をお聞きます。

申込者が利用条件を満たしているかどうかなどを、審査いたします。

数回の訪問により、要望を伺いながらライフプランを作成します。作成時に公正証書が必要な契約の準備を進めます。

原則、すべてのサポートを一括して契約します。

契約後に、契約支援料や預かり金などをお振込みいただきます。

支援計画に基づくサービスを開始します。

お問い合わせ先

社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会 すみだ福祉サービス権利擁護センター

〒131-0032

墨田区東向島 2-17-14 すみだボランティアセンター内

相談専用電話 **03-5655-2940**

FAX **03-3612-2944**

ホームページ <https://www.sumida-shakyo.or.jp/>

- 東武鉄道（伊勢崎線）東武曳舟駅下車1分
- 京成電鉄（押上線）京成曳舟駅下車5分
- 都バス（里 22）日暮里駅前～亀戸駅前 東向島広小路下車 6分
- 都バス（草 39）金町駅前～浅草寿町（上野松坂屋前） 東向島一丁目下車 3分
- 都バス（錦 40）南千住駅東口～錦糸町駅前 墨田区曳舟文化センター前下車 5分
- 墨田区内循環バス 西北部ルート 曳舟文化センター下車 5分

